

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第140回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和5年3月17日(金) 午後4時00分から午後6時30分まで		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)		
	その他	18人(実施機関)		
	事務局	5人(情報公開・文書管理課長、同担当課長、同総括副主幹、同主任2名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		-		
会議次第	<p>議 題</p> <p>1 第139回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度における保有個人情報等の安全管理措置について</li> <li>・新制度における法令に基づく外部からの照会に対する市の回答基準について</li> </ul> <p>(2) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者マイナンバーカード取得状況確認事務における保有個人情報の目的外利用・提供について</li> </ul> <p>(3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の利用・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイム映像伝送システムの実証実験におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について</li> <li>・LGWAN-ASPサービスを利用したAI-OCRの利用に伴うオンライン結合による個人情報の提供について</li> </ul> <p>(4) 特定個人情報保護評価書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税事務に係る特定個人情報保護評価書について</li> <li>・予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について</li> </ul> <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公文書管理部会からの報告</li> <li>(2) その他</li> </ul>			

主な内容は次のとおり

- 1 第139回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について  
第139回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

## 2 諮問事案に係る調査審議について

### (1) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項について

#### ・新制度における保有個人情報等の安全管理措置について

事務局からの説明を行い、質疑応答はなかった。

審議の結果、新制度における保有個人情報等の安全管理措置については、諮問の内容を相当とする答申を行った。

#### ・新制度における法令に基づく外部からの照会に対する市の回答基準について

事務局からの説明を行い、質疑応答はなかった。

審議の結果、新制度における法令に基づく外部からの照会に対する市の回答基準については、諮問の内容を相当とする答申を行った。

### (2) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供

#### ・生活保護受給者マイナンバーカード取得状況確認事務における保有個人情報の目的外利用・提供について

事務局からの概要説明、実施機関である中央生活支援課からの説明の後、質疑応答が行われた。

(齋藤委員) 現在紙の医療券で事務を行っているものを、マイナンバーカードのオンラインで確認が可能になるというのはもちろん事務の煩雑さの緩和になると思うが、利用・提供する理由又は必要性についてマイナンバーカードの取得促進と記載してあるので、取得しないと生活保護の受給に差し支えるのではないかと、また、医療券を発行してもらえないのではないかと誤解を与えかねないという危惧しているが、どのように進めて行くのか。

(実施機関) 当該事業については、マイナンバーカードを取得しなければいけないという周知方法ではなく、マイナンバーカードによる受診ができるようになるという周知をしていく。未取得者を把握し、まずは取得意向があるか確認を行い、取得の意向がない方については無理に取得の促進はしないこととする。高齢者等、取得の意向はあるが、取得方法が分からない方に支援を行う形で想定している。

(齋藤委員) 紙の医療券は一回発行すれば使えるものなのか。それとも月に一回取りに行かな

ければならないものなのか。紙の医療券の不便さが分からない。マイナンバーカードは取得した方がよいと思うがここまでの事業にして促進するものなのか少し疑問がある。医療券を利用する制度の複雑さや煩雑さを教えていただきたい。

(実施機関) 現行の運用だと医療機関を受診する際に、毎月一回取得する必要がある。生活保護が廃止になった際に、生活保護受給票を提示するだけでは、廃止になっていた場合、医療機関側で担保がとれない。そのため、必ず医療機関の受診の際には月に一回医療券を取得する必要がある。また、医療券は窓口に来て取得する必要があるため、オンライン確認ができるようになれば、受給者の方にもメリットがある。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、生活保護受給者マイナンバーカード取得状況確認事務における保有個人情報の目的外利用・提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

### (3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の利用・提供

#### ・リアルタイム映像伝送システムの実証実験におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

事務局からの概要説明、実施機関である救急課からの説明の後、質疑応答が行われた。

(齋藤委員) 映像は利用者の許諾を得ているかの説明で、通報者のことであると説明があったが、自分自身が通報できている場合はいいと思うが、事故の被害者と通報者が別の場合、個人情報が漏洩して困るのは通報者ではなく被害者ではないか。被害者の許諾はどのようにとるのか。もちろん個人情報の重みと命の重みを比べれば、命の重みを優先するならそういうことかもしれないが、被害者は自分の体などを写されるわけなのでその許諾をどうやってとるのか。また、同様の状況でマイナンバーカードの提出の確認はどうするか。事故の被害者と通報者が異なる場合にどうするかもう少し詳しく説明してほしい。

(実施機関) 通報者が事故の当事者の場合はもちろん本人の許諾を得られるが、異なる場合は個人情報の取扱いの中で緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用する。通報者にも映像について理解してもらって実施する。マイナンバーカードを使った認証については、本実証実験では行わない予定である。あくまでも医療機関側にある機器にアクセスする際に、医師資格証を用いて映像伝送システムを実施する予定である。

(会長) 齋藤委員から一つ目の質問について、映像対象の個人からの許諾について十分でないときにどういう位置づけになるか、その点についてはどうなるか。

(実施機関) 今回は実証実験になるので、本人の許諾等整備が整っている場合やある程度条件が重なって許諾が得られた時に実施する。

(会長) 実証実験後の運用時にはこの問題が生じたときにどのようにするか検討が必要だと思うが、今回は同意が取ることができた場合に限るということでよろしいか。

(実施機関) そのとおりです。

(齋藤委員) 今回は同意が取ることができる場合に限るということで承知した。

(下重委員) 今回は実証実験とのことだが、通報者の提供する個人情報について氏名、電話番号以外は取得しないということによろしいか。例えばスマートフォンに搭載されている位置情報や端末の識別番号やIPアドレスなどはどうなるか。位置情報が個人情報かは分からないが、通報者が見知らぬ場所で通報する場合に位置情報を取得できた方がよいのではないか。実験の中でそのようなことも検証するかもしれないが、位置情報などの他の情報を取得する可能性があるのかないのか。

(実施機関) 携帯電話からの位置情報については、実証実験にかかわらず日頃から指令室では把握している。通報者がどこにいるのか分からない場合が多いためであるが、記録には残らない。電話番号については指令室に入電されるとともに表示される。それ以外に取得している個人情報は無い。

(会長) 位置情報の取得については発信者側の同意があって発信しているという整理でよろしいか。あらかじめ位置情報を知らせないという設定をしておけば、市に位置情報が届かないとなっているのではないか。そのような理解でよろしいか。

(実施機関) 携帯電話の位置情報の設定のオン・オフにかかわらず、指令室ではどこから発信されているのか把握できる。

(会長) 位置情報の発信自体は、本件の対象ではないが、重要な問題であるため確認した。位置情報は設定に限らず市に届いているとのこと、位置情報についてはそうであるべきだとは思いますがその根拠が何かを確認したほうがよい。下重委員が先ほど発言された位置情報が個人情報であるかという点であるが、位置情報は個人情報である。

(慎委員) 動画等は録音されないと説明があったが、通報者が被害者と関係ない場合であれば、最初に同意を取るやりとりを録音した方がよいのではないかと考える。このシステムはソフトバンクのビジュアルトークのように複数人が同時に会話できるか。医療機関の端末は、医者がそれぞれ持っているのではなく、専用でどこかに保管されているということか。

(実施機関) そのとおりである。

(慎委員) 位置情報について、法的には携帯電話がアクセスしたポイントが司令部に通知されると理解しているので、そこを我々が意見するものではないと思っている。テストで検証することになっているため効率の良いシステムになっているのであれば問題ないと思う。

(会長) 3点ほど指摘をいただき、2点目の回答は得られた。最後の点については、法律に基づき、通信事業者が関与する個人情報について、まずは位置情報の確認が問題となっていたが、慎委員が説明されたような仕組みになっているとのことである。1点目の動画の記録については、事前に事務局に確認したが、今回の実証実験では録画しないこととしている。ただ、本格的に運用の際には録画した方がよいと思うがどうか。

(実施機関) 実証実験の今後の展開次第では録画等、データ分析していく可能性もあるので、その際には再度しかるべき諮問をしたうえで進めて行きたいと考えている。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、リアルタイム映像伝送システムの実証実験におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

- ・ L G W A N - A S P サービスを利用した A I - O C R の利用に伴うオンライン結合による個人情報の提供について

事務局からの概要説明、実施機関である D X 推進課からの説明の後、質疑応答はなかった。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、L G W A N - A S P サービスを利用した A I - O C R の利用に伴うオンライン結合による個人情報の提供について、諮問の内容を相当とする答申を行った。

#### (4) 特定個人情報保護評価書

- ・ 地方税事務に係る特定個人情報保護評価書について

特定個人情報保護評価専門部会における調査審議の内容について、実施機関である市民税課、資産税課から説明があり、齋藤部会長（同齋藤委員）が報告をした後、実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、「地方税事務に係る特定個人情報保護評価書」について、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であるとする答申を行った。

- ・ 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について

特定個人情報保護評価専門部会における調査審議の内容について、実施機関である新型コロナウイルスワクチン接種推進、疾病対策課、D X 推進課から説明があり、齋藤部会長（同齋藤委員）が報告をした後、実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、「予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」について、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であるとする答申を行った。

### 3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

（齋藤委員）変更登録の部、N O . 1 2 こども家庭課、新生児聴覚検査助成事務について、個人の類型が対象者の母と記載されているが、理由はなにか。保護者のような記載ではないのか。（事務局）確認し、メールで回答する。（※）

（※）後日メールにて次のとおり報告した。

「当該検査は分娩時の施設で行うことがほとんどであることから、当該助成の申請書においては、対象児の母の情報を記載させている。その内容を、類型として「対象児の母」としている。また、当該申請書においては、対象児の母の情報とは別に、申請者の情報を記載させているため、母以外が申請手続きをした場合でも、「申請者」の類型として、個人情報が収集されている。」

#### 4 その他

(1) 公文書管理部会からの報告について

部会長及び副部会長が不在のため、事務局より報告を行った。

(2) 個人情報取扱事務委託基準の改正について

事務局より報告を行った。

(会長) 委託事業において、再委託や場合によっては再々委託ということもあるが、市は再委託等の状況を把握しているか。また、指定管理者とその委託先についても市は把握できるか。

(事務局) 再委託先についても委託先と同様の義務を負うものであるから、業務体制などの報告についても再委託先は委託先を通して必ず市に報告することとなっている。

指定管理者からの委託についても再委託の場合と同様になっており、指定管理者を通して市に報告するようになっている。

(齋藤委員) 実地検査の義務付けについて、ただし書きがあるが、これにより形骸化しないかが心配である。どのような場合が「実地検査が難し場合」に該当するかの判断が難しいと懸念する。ただし書きはあってもよいと思うが、形骸化しないようお願いしたい。

次回の審議会については、開催が必要になったときに改めて日程を調整することを伝えた。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿  
 (令和5年3月17日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	欠席	
11	寺田 麻佑	一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授	出席	主席
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	欠席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	小野澤 行雄	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで